

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(同)	一
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一
保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(森林整備課)	二
道路の区域変更	(道路課)	三
廃川敷地等の発生	(河川課)	三
土地区画整理事業の換地処分の届出	(都市計画課)	三
土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	三
選挙管理委員会		四
政治団体の届出		四
政治団体の届出事項の異動届		四
政治団体の解散届		四
政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)		五
政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)		五
政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)		五
政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)		五
政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		五
証票の無効(二件)		七
監査委員		七
定期監査の結果の公表		七

告 示

○宮城県告示第六百六十三号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十三年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇三〇〇二四八	ホームヘルパーステーション東雲 塩釜市新浜町二丁目二番四十三号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社大和リアルテイ	平成二十三年七月一日
〇四二二七〇〇四三七	ニチイケアセンター七ツ森 黒川郡大和町吉田字高田西二十七番地	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年七月一日
〇四二二四〇〇一五二	ウエック巨理達限ケアステーション 巨理郡巨理町達限中泉字上谷地二百二十番一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ウエックスパートナーズ	平成二十三年九月一日

○宮城県告示第六百六十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
平成二十三年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
〇四一五二〇〇一三八	コスモスケア株式会社	泉ケアプランテーション 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東四丁目十三・八	泉ケアアプレンセンター 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東四丁目七・五	平成二十三年六月十七日

○宮城県告示第六百六十五号
 障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二五四〇〇八〇三	事業所の名称及び所在地	たまさん介護センタ 仙台市太白区郡山六丁目一番三十七号 丹勝ビル三階	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護	設置者名	三田商工株式会社	廃止年月日	平成二十三年 八月三十一日
-------	------------	-------------	--	---------------	----------------	------	----------	-------	------------------

○宮城県告示第六百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
 水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 宮城県告示第六百六十七号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
- 平成二十三年九月十六日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷七三番一 地先から 同町戸倉字波伝谷二五四番地先まで	前A	一〇・六 二四・七	一六七・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	A	一〇・六 二四・七	一六七・〇		
後B	七・五 一二・六	一四五・〇			

○宮城県告示第六百六十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、宮城県土木部河川課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川北上川水系二迫川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十三年九月十六日

三 廃川敷地等の位置

栗原市鷲沢南郷久保前百二十七番一地先、百二十八番一地先及び百三十一番三地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 千八百六十四平方メートル

○宮城県告示第六百七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十三年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

名取市下増田臨空土地区画整理事業

二 施行者の名称

名取市下増田臨空土地区画整理組合

三 事務所の所在地

名取市下増田字大橋本二百二十九番一

四 換地処分の年月日

平成二十三年七月二十八日

○宮城県告示第六百七十一号

津山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十三年九月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十三年九月十六日

宮城県東部地方振興事務所
所長 戸村俊幸

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
平成二十三年九月十六日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤健一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石川良彦後援会	山口 瑞彦	高橋 嘉喜	黒川郡大郷町山崎字畑中七九	平成二十三年八月四日
内田鉄夫後援会	内田 鉄夫	樋口 秀吉	宮城県松島町高城字町二二二	平成二十三年八月十七日
遠藤実後援会	村上 好孝	半沢 寿一	柴田郡村田町大字沼田字清水七九	平成二十三年八月一日
小野やすひろ本村上後援会	伊深 克己	小野多江子	名取市杜せきのした四・一・一	平成二十三年八月九日
香取つぐお後援会	川島 重雄	香取 嗣雄	塩竈市舟入二・八・二二・四	平成二十三年八月二十五日
鎌田礼二後援会	三島 善治	鎌田由利子	塩竈市梅の宮一・二六	平成二十三年八月二日
高橋そうすけ後援会	佐々木智徳	高橋恵美子	加美郡加美町字旧館一番五九・三	平成二十三年八月一日
にしむら勝男後援会	桜井 新一	岩崎 進作	塩竈市北浜一・三・一	平成二十三年八月五日
安田知己後援会	平良 實	太田美佐子	宮城県利府町花園二・一九・一四	平成二十三年八月十一日
渡辺あつし里海会后援会	星 光二	星 敏子	宮城県七ヶ浜町喜蒲田浜字浜伊場五五	平成二十三年八月十七日

○宮選管告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十三年九月十六日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤健一

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党小牛田支部	主たる事務所の所在地 遠田郡美里町南小牛田字町屋敷七五・二	平成二十三年八月二日

自由民主党米山支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
安藤よしお後援会	主たる事務所の所在地 白石市越河五賀字八幡六六・一	平成二十三年八月二日
江口まさお後援会	主たる事務所の所在地 多賀城市八幡三・一	平成二十三年八月八日
香取つぐお後援会	会計責任者の氏名 香取 嗣雄	平成二十三年八月二十五日
小湊毅後援会	代表者の氏名 佐藤 進	平成二十三年八月十二日
洪谷まさよし後援会	主たる事務所の所在地 白石市福岡長袋字下ノ神明四八	平成二十三年八月三日
森長一郎後援会	代表者の氏名 千葉 邦彦	平成二十三年八月二十三日

○宮選管告示第一百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
平成二十三年九月十六日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤健一

<p>(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)</p> <p>政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日</p> <p>石川良彦後援会 山口 瑞彦 平成二十三年八月四日</p> <p>香取つぐお後援会 川島 重雄 平成二十三年八月二十五日</p> <p>鎌田礼二後援会 三島 善治 平成二十三年八月二日</p> <p>佐々幸一後援会 村上 好孝 平成二十三年七月二十一日</p> <p>宮城県土地改良政治連盟 佐々木勝志 平成二十三年八月二十四日</p> <p>○宮選管告示第百一号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十三年九月十六日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健 一</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>香取つぐお後援会 報告年月日 23. 8. 25 (23. 8. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮選管告示第百一号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十三年九月十六日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健 一</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>石川良彦後援会 報告年月日 23. 8. 4 (23. 8. 4解散)</p>	<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>香取つぐお後援会 報告年月日 23. 8. 25 (23. 8. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮選管告示第百三三号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十三年九月十六日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健 一</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>石川良彦後援会 報告年月日 23. 8. 4 (23. 8. 4解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>香取つぐお後援会 報告年月日 23. 8. 25 (23. 8. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>鎌田礼二後援会 報告年月日 23. 8. 2 (23. 8. 2解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮選管告示第百四号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p>
--	---

平成二十三年七月十六日

阿賀野県選挙区選挙区民会

収 入 収 支 機 構

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

石川良彦後援会

報告年月日 23. 8. 4 (23. 8. 4 解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

香取つぐお後援会

報告年月日 23. 8. 25 (23. 8. 25解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

鎌田礼二後援会

報告年月日 23. 8. 2 (23. 8. 2 解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

佐々幸一後援会

報告年月日 23. 2. 16 (23. 7. 21解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

宮城県土地改良政治連盟

報告年月日 23. 2. 24 (23. 8. 24解散)

1 収入総額

973,953

前年繰越額

968,629

本年収入額

5,324

2 支出総額

379,885

3 本年収入の内訳

その他の収入

5,324

一件十万円未満のもの

5,324

4 支出の内訳

経常経費

174,970

光熱水費

15,403

備品・消耗品費

4,146

事務所費

155,421

政治活動費

204,915

組織活動費

204,915

○阿賀野県土地改良政治連盟

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分の支離抽票の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年七月十六日

阿賀野県選挙区選挙区民会

収 入 収 支 機 構

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

石川良彦後援会

報告年月日 23. 8. 4 (23. 8. 4 解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

香取つぐお後援会

報告年月日 23. 8. 25 (23. 8. 25解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

鎌田礼二後援会

報告年月日 23. 8. 2 (23. 8. 2 解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

佐々幸一後援会

報告年月日 23. 8. 1 (23. 7. 21解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

宮城県土地改良政治連盟

報告年月日 23. 8. 29 (23. 8. 24解散)

1 収入総額	594,138
前年繰越額	594,068
本年収入額	70
2 支出総額	594,138
3 本年収入の内訳	
その他の収入	70
一件十万円未満のもの	70
4 支出の内訳	
経常経費	19,865
備品・消耗品費	1,750
事務所費	18,115
政治活動費	574,273
組織活動費	113,365
寄附・交付金	460,908

○宮城県土地改良政治連盟

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百十号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十三年九月六日以経無効とする。

平成二十三年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

秘書 佐藤 豊一

記

証 票 番 号 第三〇〇〇七

○宮城県土地改良政治連盟

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百十号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十三年九月七日以経無効とする。

平成二十三年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

秘書 佐藤 豊一

記

証 票 番 号 第三〇〇一〇

証 票 番 号 第三〇〇〇七

監査委員

○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る平成23年度定期監査の結果については次のとおりです。

平成23年9月16日

宮城県監査委員	内 海 大
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

記

1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等

別紙のとおり

2 監査結果

平成22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

(1) 病院局県立病院課

各病院の入院収益等において、過年度未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止対策を講じられたい。

(内容)

平成22年度未過年度未収金 89,673,051円(こども病院を含む病院計)

参考：前年度未過年度未収金 88,986,872円(こども病院を含む病院計)

② 循環器・呼吸器病センター

イ 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、医事部門のみならず、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策を講じ、未収金の縮減に取り組みたい。

(内容)

平成22年度未過年度未収金 10,841,066円

参考：前年度未過年度未収金 10,104,646円

ロ 社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）の債権残高に過誤が生じる等不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）等の債権残高について精査を行ったところ、実未収金残高と総勘定元帳残高に差異が判明する等、債権管理が不適切であったもの。

・ 過年度分医業未収金等の差額

① 総勘定元帳残高 366,792,770円

② 確認できた未収金等残高 325,462,426円

③ 差額（特別損失へ計上） 41,330,344円

(3) 精神医療センター

イ 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(内容)

平成22年度未過年度未収金 55,842,746円

参考：前年度未過年度未収金 54,169,181円

ロ 社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）の債権残高に過誤が生じる等不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）等の債権残高について精査を行ったところ、実未収金残高と総勘定元帳残高に差異が判明する等、債権管理が不適切であったもの。

・ 過年度分医業未収金等の差額

① 総勘定元帳残高 162,232,535円

② 確認できた未収金等残高 19,830,750円
③ 差額（特別損失へ計上） 142,401,785円

(4) がんセンター

イ 入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(内容)

平成22年度未過年度未収金 18,716,652円

参考：前年度未過年度未収金 20,258,278円

ロ 社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）の債権残高に過誤が生じる等不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）等の債権残高について精査を行ったところ、実未収金残高と総勘定元帳残高に差異が判明する等、債権管理が不適切であったもの。

・ 過年度分医業未収金等の差額

① 総勘定元帳残高 843,536,239円

② 確認できた未収金等残高 905,008,752円

③ 差額（特別利益へ計上） 61,472,513円

別紙

○宮城県水道用水供給事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成23年7月29日
大崎広域水道事務所 平成23年7月13日
仙南・仙塩広域水道事務所 平成23年7月12日

2 事業概要

本事業は、市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万m ³	1日最大 10万 1,150m ³	大崎市、栗原市、加美町、 涌谷町、美里町、大和町、 大郷町、涌谷町、松島町、	昭和55年度

仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300 m ³	1日最大 27万 9,000 m ³	大衡村 (10市町村) 仙台市, 塩竈市, 白石市, 名取市, 角田市, 多賀城市, 岩沼市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 宮裡町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 富谷町 (17市町)	平成2年度
-------------	-------	-------------------------------------	-------------------------------------	--	-------

3 事業実績

平成22年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	22,229 千 m ³	3,133,685 千円	2,409,305 千円	654,006 千円	654,006 千円
仙南・仙塩広域水道事業	75,633	13,043,627	9,099,680	3,925,219	3,925,219
合計	97,862	16,177,312	11,508,985	4,579,225	4,579,225

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額のコストは消費税を含むが、経営状況のコストは消費税を除いた経理処理に基づく額である。

〇宮城県工業用水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 (水道経営管理室を含む。)	平成23年7月29日
大崎広域水道事務所	平成23年7月13日
仙南・仙塩広域水道事務所	平成23年7月12日

2 事業概要

本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。なお、仙南工業用水道事業については、事業廃止が決定され、平成22年度は事業の清算を進めた。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水道事業	大倉ダム	1日最大 10万 m ³	仙台市, 塩竈市, 多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 富谷町 (7市町)	昭和36年度

仙台圏工業用水道事業	釜房ダム	1日最大 10万 m ³	仙台市, 名取市, 多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町 (5市町)	昭和51年度
仙台北部工業用水道事業	漆沢ダム	1日最大 5万 8,500 m ³	大崎市, 加美町, 大和町, 大衡村 (4市町村)	昭和55年度
仙南工業用水道事業	七ヶ宿ダム		事業廃止	

3 事業実績

平成22年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金(未処分欠損金)
仙塩工業用水道事業	12,146 千 m ³	697,434 千円	547,880 千円	141,319 千円	881,441 千円
仙台圏工業用水道事業	14,244	362,167	347,386	9,029	753,951
仙台北部工業用水道事業	6,639	448,401	376,772	68,524	1,121,318
仙南工業用水道事業	-	11,210,244	12,509,894	1,299,649	1,299,649
合計	33,029	12,718,246	13,781,932	1,080,777	785,575

(注)1 合計のコストは、千円未満を切り捨てている。

2 決算額のコストは消費税を含むが、経営状況のコストは消費税を除いた経理処理に基づく額である。

〇宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課	平成23年7月29日
----------	------------

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポーターセンターの管理運営及び他会計に対する資金の貸付事業を行っている。

3 事業実績

平成22年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益(損失)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
地域整備事業	千円 467,345	千円 302,928	千円 163,939	千円 400,837

(注)1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県病院事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
病院局県立病院課 平成23年7月29日
循環器・呼吸器病センター 平成23年7月13日
精神医療センター 平成23年7月14日
がんセンター 平成23年7月14日
- 2 事業概要

本事業において経営する病院は、次のとおりである。

なお、3病院は、平成23年4月1日に「地方独立行政法人宮城県立病院機構」に移行している。

病院名	病床数	診療科目	開始年月日
循環器・呼吸器病センター	200床 (一般病床 150床) (結核病床 50床)	循環器科，呼吸器科，心臓血管外科，呼吸器外科，消化器科，放射線科，麻酔科(7科)	昭和27年12月15日 (平成15年4月1日 瀧峰病院から改称)
精神医療センター	286床(精神病床)	精神科，神経科，歯科(3科)	昭和32年4月12日 (平成15年4月1日 名取病院から改称)
がんセンター	383床(一般病床)	内科，呼吸器科，消化器科，外科，整形外科，形成外科，脳神経外科，泌尿器科，婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，放射線科，麻酔科(13科)	昭和42年4月1日 (平成5年4月1日 成人病センターから改称)

(注) 精神医療センターは、平成22年6月1日より病床数を345床から286床に変更している。

3 事業実績

平成22年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

病院名	入院患者数(延)	外来患者数(延)	決算額		経営状況	
			事業収益	事業費用	当年度純利益(損失)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
循環器・呼吸器病センター	人 33,510	人 34,322	千円 3,145,017	千円 3,267,892	千円 167,759	千円 3,075,081
精神医療センター	84,117	39,472	2,698,237	2,608,669	77,577	2,366,730
がんセンター	105,537	71,941	8,148,639	7,712,321	335,140	426,121
県立病院課	-	-	55,314	222,144	166,856	1,846,189
合計	223,164	145,735	14,047,207	13,811,026	78,102	2,980,661

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

3 県立病院課における費用については、各センターへの配分は行っていない。